

## 中途解約制限特約付 自由金利型定期預金(M型)特約

## 【あわぎんグッドプレミアム】

中途解約制限特約付 自由金利型定期預金(M型)は、定期預金共通規定および自由金利型定期預金(スーパー定期)(M型)規定または自動継続自由金利型定期預金(M型)規定の定めるところに加え、この特約を適用します。

## 1. (預金の支払時期および自動継続)

- (1) この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、自動継続を選択することができます。
  - ① 自動継続のこの預金は、当初満期日以降については、中途解約制限特約は適用されなくなるとともに、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
  - ② 自動継続のこの預金の当初満期継続後の利率は、継続日における自動継続自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率とします。
  - ③ 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

## 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とし複利の方法により利息を計算するこの預金の利息の支払いは、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当初満期日前に預金者に相続の開始があったとき等、当行がやむをえないものと認めてこの預金を当初満期日前に解約する場合には、その利息は支払われず、この預金の元金のみ支払います。
- (4) この預金は、自動継続を選択した場合の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
  - ① 自動継続のこの預金は、当初満期日以降については、当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合には、第3項は適用されなくなるとともに自動継続自由金利型定期預金(M型)の取扱いが適用されます。
  - ② 自動継続のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。
  - ④ 継続を停止した場合の自動継続のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
  - ⑤ 第2号に規定する利息の元金への組入れにより口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、次により取扱います。
    - a. 利息を指定の預金口座に入金のうえ、元金を継続します。
    - b. 預金口座の指定のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

## 3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021. 3. 15 現在)